

平成30年(ネ)第164号 損害賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人(一審原告ら) 早川篤雄 外215名

被控訴人兼控訴人(一審被告) 東京電力ホールディングス株式会社

控訴審準備書面(3)

令和元年6月13日に行われた現地進行協議の結果について

令和元年7月29日

仙台高等裁判所第2民事部 御中

被控訴人兼控訴人(一審被告)

訴訟代理人 弁護士	田 中 清
同	青 木 丈 介
同	小 谷 健 太 郎
同	川 見 唯 史
同	棚 村 友 博
同	田 中 秀 幸
同	青 木 翔 太 郎
訴訟復代理人 弁護士	三 森 健 司
同	堀 口 拓 也



一審被告は、令和元年6月13日に行われた現地進行協議の結果について、必要な限度で、その概要を整理するとともに、同結果に基づく主張を準備する。

なお、原判決又は書証等から引用している部分については、当該部分が引用であることを明らかとするために、一審被告代理人が太字処理を施している。

第1 J R 広野駅周辺

1 事実

J R 広野駅前で測定される空間放射線量は、「毎時0.107マイクロシーベルト」であった（乙A15の1）。

J R 広野駅舎内の空間放射線量は、「毎時0.105マイクロシーベルト」であった（乙A15の2）。

なお、乙A15号証の2を見ると、①駅ホームにはJ R 常磐線が停車していること、②改札内に駅員が常駐していること等も認められる。

2 一審被告の主張

(1) 原判決も認めるとおり、「現在の科学的知見等においては、 100mSv 以下の被ばく線量について、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しく、 100mSv 以下の被ばく線量の健康に対する影響については、科学的に十分に解明されていない」（原判決310頁）。

また「仮に、LNTモデルを採用したとしても、認定事実（第5款3(7)）によれば、年間 20mSv の被ばくによる健康リスクは、他の発がん要因によるリスク（喫煙は $100\text{mSv} \sim 2000\text{mSv}$ 、肥満は $200\text{mSv} \sim 500\text{mSv}$ 、野菜不足や受動喫煙は $100\text{mSv} \sim 200\text{mSv}$ の被ばくによる健康リスクと同等）と比べて、高いものではないと認められる。」（原判決310頁）。

なお、年間 20mSv の被ばく線量を毎時換算すると、毎時3.8マイクロシーベルトであり、年間 1mSv の被ばく線量を毎時換算すると、毎時0.23マイクロシーベルトとなる。

以上を前提とすると、JR広野駅周辺の空間放射線量は年間1mSv（毎時0.23マイクロシーベルト）を下回るものである。

(2) JR常磐線が一部区間（富岡～浪江）を除いて運転を再開していること、広野駅には駅員が常駐していること等に照らして考えても、広野町については、復興・復旧が進んでいる様子を具体的に理解することが可能である。

第2 Jヴィレッジ

1 事実

(1) Jヴィレッジは、1997年7月にスポーツの振興を目的とする施設として建設され、開業した。開業当初は、日本初のサッカーナショナルトレーニングセンターとして、注目を集めた。

2006年5月には、サッカー日本代表のジーコジャパンがドイツW杯直前合宿を行い、合宿期間中の来場者数は、延べ6万人を超える規模にのぼった。このほかにも、サッカーでは、男女とも日本A代表のみならず、世代別日本代表や多くのJリーグ所属チームが合宿を行った実績があり、サッカーに限らず、ラグビーワールドカップ日本代表や、ラグビートップリーグ所属チームも合宿を行った施設もある（以上につき、乙A16）。

(2) 2011年3月に東日本大震災が発生すると、福島県はJヴィレッジを休止した。そして、本件事故発生後、福島第一原子力発電所から直線距離で約20キロメートルの距離にあったこともあり、Jヴィレッジが前線基地として利用されるようになった（乙A17の1）。

福島第一原子力発電所から20キロメートル圏内には自由に立ち入ることができなかつたため、作業員や技術者がここで準備をした後、自動車に分乗して、仕事のために福島第一原子力発電所をはじめとする原発20キロメートル圏内へ入って行った。

芝生の競技場は、鉄板を敷いて駐車場として利用されており、多い時には、2000台が駐車されていた（乙A17の2）。

(3) 2013年9月に東京オリンピックの開催が決定されたことが大きな後押しとなり、再び「Jヴィレッジをスポーツの振興を目的とする施設に戻して活用しよう」という動きが強まった。実際にそのような動きが具体化していくのは、2015年から2016年頃のことである。

そして、一審被告は、およそ2年をかけて原状回復し、福島県に対してJヴィレッジを返還した。

その後、2018年7月に一部営業が再開され、2019年4月20日から全面的に営業が再開されるに至った。

(4) 全面的な営業再開後、上述したように駐車場として利用されていた競技場では芝生が張り替えられた（乙A17の3）。

これらの競技場は、サッカーのみならず、ラグビーその他のスポーツを実施する施設として利用されている。

例えば、2019年6月2日には、乙A17号証の3の競技場がアルティメット（フリスビーを用いた競技）の東日本予選の会場として利用され、約1400名が来場した。

同じ日には、福島県高校総体の男子サッカー決勝戦が別のピッチで行われた。なお、女子サッカーは、広野町にある「ふたば未来学園高校」が優勝して、東北大会への出場を決めた。

さらにこの日、つまり、6月2日には、競技場に限らず、Jヴィレッジと併設するホールで、復興庁が、福島県や避難区域の設定された十二市町村とともに発足した「移住専門検討会」の有識者検討会が開催された。復興大臣も来場し、報道対応も行っている（乙A18）。

このような利用の重複もあり、6月2日には、Jヴィレッジに約4000名が来場した。

(5) Jヴィレッジの全面再開に先んじて、2019年4月14日には、安倍晋三内閣総理大臣がJヴィレッジを視察した（乙A19・別紙2）。この事実は大々的に報道され、安倍晋三内閣総理大臣がサッカーをしていた中学生らに対して自らサインをしたサッカーボールを手渡す様子などが放映された。

また、Jヴィレッジ及び隣接するホテルJヴィレッジでは、フロント、ショッピングスタッフ、清掃スタッフ、調理スタッフ、食器洗いを主たる業務とするスチュワード職など、多種多様な職種について長期雇用を前提とした採用活動（人材の募集）を継続している（乙A19・別紙3）。

さらに、2019年4月20日にはJR常磐線のJヴィレッジ駅が開業し、東京オリンピックの聖火リレーも、Jヴィレッジから出発することが決まっている。

2 一審被告の主張

乙A17号証の2及び同3を比較対照すれば一目瞭然であるが、本件事故直後と本件事故から8年を経過した現時点において、Jヴィレッジの置かれた状況は全く異なっている。視覚的に、Jヴィレッジの復旧が大きく進展していることを確認できるのである。

2019年4月14日に現職の総理大臣がJヴィレッジを訪れたという事実からもわかるように、このJヴィレッジは、復興の象徴の1つと位置づけられている。

そして、Jヴィレッジの本件事故直後の状況と現在の状況を比較すると、地域限定的という面はあるものの、本件事故からの復興が進んでいることを理解することが可能である。

第3 笑ふるタウン

1 事実

(1) 乙A20号証（『ならはみらい』第7号〔2019年4月号〕）によると、「『笑（えみ）ふるタウンならは』は、商業施設・交流施設、災害公営住宅や診療所などのさまざまな生活機能を集約した楢葉町の復興拠点です。商業施設・交流施設では、楢葉町の方はもちろん、地域や世代を超えて、みんなが集まる出会いと交流、そして憩いの場としての役割を担っています。」とされています。

また、中央広場では、2018年12月22日にイルミネーションの点灯式が開催されたほか、芸術文化を活用した被災地支援事業として、ヘブンアーティスト公演が開かれるなど様々なイベントが開かれている（乙A20）。

さらに、常磐自動車道では、2019年3月21日、ならはスマートインターチェンジが開通した。ならはスマートインターチェンジは、住民の生活環境や利便性の向上、救急医療活動の支援などに期待して、ETC専用のインターチェンジとして建設された。これによって、高速道路へアクセスできるエリアが拡大し、他地域も含む多くの人々がより容易に笑ふるタウンへ来れるようになった。

なお、笑ふるタウンに入っているテナントは、スーパーマーケット、ホームセンター、クリーニング店、理髪店、複数の飲食店、コインランドリーなどである（甲A765）。

(2) 笑ふるタウンのうち、飲食店の前では若い女性や年配の男性がランチタイムに行列をなしていた（乙A21の1）。

また、スーパーマーケットの前では、企業の制服を着用して飲食料品を買い終えた若い女性や、お花を荷卸ししている若い女性の姿も確認された（乙A21の2）。

現地進行協議が行われた2019年6月13日は木曜日であるが、毎週木曜日には川内村から「F u k u F a r m i n g F l o w e r s」という花屋が出店する。同店舗を営む福塚裕美子氏は、大阪出身であり、大阪、東京、名古屋、ドイツと計8年間多岐にわたる花の仕事をした上で、2018年9月に川内村で花屋をオープンした（乙A22¹）。

（3）交流館「C A N v a s （キャンバス）」（以下、単に「交流館」という。）は、2018年7月30日にオープンした。

2014年6月に発足した「一般社団法人ならはみらい」が、「ここなら笑店街」と合わせて楳葉町から交流館の指定管理を受けており、「一般社団法人ならはみらい」は、日常の管理や貸館業務に加え、新たな利用者獲得や利用者同士の交流を目的としたイベントを開催している。

交流館には、セミナールーム、憩いスペース、座敷、学習スペース、サウンドルームなどがある。これらは、会議、趣味のサークルの集まり、展示、キッズスペース、映画上映会場などとして活用されている。

『C A N v a s L I F E』という一般社団法人「ならはみらい」が発行する交流館だよりを見ると、多くのイベントが開催されていることを確認できる。例えば、2019年6月1日発行の冊子（乙A23）を見ると、「5月20日（月）子育てママサロンの際に行われたヨガの様子」が紹介されている。

また、乙A23号証の裏面に記載された最新ニュースでは、楳葉町山田岡出身の男性の家へ嫁いだ埼玉県出身の女性が、お子さんを連れて交流館で楽しんだり、楳葉町のママたちが定期的に開催しているサロンの運営のお手伝いを始めたことなどが紹介されている。

¹ 乙A22号証は笑ふるタウンに設置されていたパンフレットであり、現地進行協議時に一審被告代理人が持ち帰ったものである。すなわち、現地進行協議の機会に見分可能であった資料である。

(4) 現地進行協議当日、10名程度の児童が引率者に連れられて交流館を訪れていた（乙A24の1～2）。

また、上述したとおり、交流館にはキッズスペースが設けられているが、その内容は、ベビーベッド（オムツ交換用の台とも思われる。）やボールプール（乳幼児が怪我をすることなく遊ぶことができるスペース。）などである（乙A24の3）。

「ここなら商店街」には、子供を購買ターゲットとしたアンパンマン等のガシャポン（いわゆるガチャガチャ）も設置されている（乙A24の4）。

交流館の中に置かれていた、2019年2月8日に「楳葉南北小学校・交流館にて行われたコンテンポラリーダンスチーム“んまつーぽす”によるワークショップの様子」を所蔵するアルバム（乙A24の5～10）を見ると、合計20名以上の児童がダンスをしている様子が確認できる。

そのほかにも、交流館では、「ママと赤ちゃんのお教室」が開催されており、楳葉町大坂教室を拠点の1つとするRTA指定スクール『すずらんとあーる』が、ベビーマッサージ初級講座やベビースキンケア初級講座などを開講している（乙A25の1～2²）。

さらに、笑ふるタウン内には幼稚園・保育園連携型認定こども園である「あおぞらこども園」がある。同園は2017年4月に再開された。同園のブログを見ると、例えば、6月6日（木）に3歳から5歳までの園児たちが花植えをした様子が写真とともに紹介されている（乙A26）。

² 乙A25号証の1～2も、同22号証と同様に、笑ふるタウンに設置されていたパンフレットであり、現地進行協議時に一審被告代理人が持ち帰ったものである。すなわち、現地進行協議の機会に見分可能であった資料である。

(5) 笑ふるタウン内には、ふたば復興診療所も存在する。「ふたばリカーレ」という愛称で、地域で親しまれており、避難区域の医療再生拠点として、2016年2月に開設された。同診療所では内科と整形外科の診療が可能である。内科は月曜日から金曜日まで、整形外科は月曜日、水曜日及び木曜日が診療日となっている。

そのほか、『ならは散策マップ』によると、笑ふるタウン内に限らず檜葉町内には宿泊施設や飲食店が26軒以上存在することが認められる（乙A27³）

また、笑ふるタウンから国道6号線を北上する道中では、田植えのなされた田んぼが広がっていた（乙A28）。

2 一審被告の主張

(1) 関係各証拠における檜葉町の住民や関係者の言葉に鑑みても、コンパクトタウンとしてワンストップで生活必需品を購入できるようになるなど利便性が向上していることは事実である。また、交流館を中心として住民らをつなぐ場が提供されているということは、コミュニティを再構築していく観点からも高く評価されて然るべきである。

(2) 笑ふるタウンでは、若い世代や子供たちの存在を確認することができたが、その中には、上述した福塚裕美子氏や埼玉県出身で山田岡に嫁いだ女性のように、もともと福島県出身ではないにもかかわらず、檜葉町や川内村へ移住してきたという人もいる。正業を持ち、あるいは、子育て世代として移住してきた方々の存在は、本件事故後の新たなコミュニティの構築という観点からも有意であり、決して看過されるべきものではない。換言すれば、このような人々が

³ 乙A27号証についても、前掲注記2同様である。

移住してきたという事実は、少なくとも楢葉町を中心とする地域において復興が進んでいることの証左といえる。

(3) 一般に、子育て世代が子供を連れて帰還又は移住をするためには、生活インフラの整備のみならず、空間放射線量の低減など、帰還又は移住を決断するに足るハードルが（ご高齢者の方々などに比べて）高い。

しかしながら、上記第3の1（事実）の（4）で詳述したとおり、乳幼児から児童・生徒まで多くの子供が居住しているという事実は、“その子供たちを育てる親世代にとって帰還又は移住を決断するに足るだけの条件が整っていること”を前提とするものであるから、子供たちがコミュニティの中に居ることとは、より強く地域の復興が進んでいることを裏付けるものといえる。

(4) このように、本件事故直後避難指示解除までの状況と現在の状況を比較すると、乙A20号証に記載されているとおり、笑ふるタウンは、地域の復興拠点であり、復興の象徴の1つと位置づけられるのである。

したがって、地域限定的という面はあるものの、本件事故からの復興が進んでいることを理解することが可能である。

第4 JR双葉駅周辺

1 事実

双葉町役場の職員である橋本氏は、双葉駅周辺での現場指示説明の際に、自身の家族に関し、①双葉町から茨城県日立市に避難して日立市内に家を建てたこと、②中学生と高校生の娘と息子がいること、③橋本氏のご両親及び妻子と合わせて計6人で日立市に住んでいることを述べ、その上で、大要、「中学生と高校生の子供たちは、避難をして2～3年、あるいは、5～6年も経過すると、もう子供たちにとってはそこがふるさとになってしまっている感じがする、そこから離れ

たくないという感じになっている。」という趣旨の説明をした。

2 一審被告の主張

(1) 一般に、子供は大人に比べて環境変化への適応能力が高く、可塑性に富む。

子供は、避難先での生活を継続する中で、新たな人間関係を構築するのであり、新たなコミュニティの中で成長していくのである。このような環境の変化に伴う生活そのものの変化は、子供に限らず大人にも認められることではあるが、特に子供にとっては環境の変化が大きく影響するといえる。

その意味で、橋本氏の説明はまさに正鵠を射たものである。

このように、本件訴訟の当事者ではない橋本氏の説明によって明らかになつたものであるが、避難先での生活を継続する中で、避難を余儀なくされた者も新たな人間関係を構築するということ、新たなコミュニティを構成し、あるいは新たなコミュニティに参加するということは、極めて重要である。

もとより、人間関係はそれぞれに固有のものであって代替性のあるものではないが、避難先や移住先で新たな人間関係が構築されるという事実は、精神的苦痛の程度の算定評価の際に、十分に考慮されるべきである。

(2) また、一審被告としては、ふるさと喪失慰謝料なるものは精神的損害の算定評価における一事情として考慮すれば足りるものではあると考えるが、それを前提としても、年齢、生育環境、性格その他個々人の属性により、精神的損害を基礎付ける事情の有無及び程度には自ずから千差万別の相違が認められるというほかない。

例えば、本件事故前に居住していた自宅・地域に数十年にわたって居住し続けていた高齢者と、避難先での環境に適応して「そこがふるさと」になったという子供とを比較した場合に、精神的苦痛の程度が大きく異なることは明らかであろう。

このことは、上述した橋本氏の説明に照らして考えても十分に説得的である。

(3) よって、本件においては、避難先での生活を継続する中で、避難を余儀なくされた者も新たな人間関係を構築するということ、及び、一審原告ら各人の千差万別の相違を念頭に置きながら、一審原告各人の精神的苦痛を金銭的に算定評価することが肝要である。

そして、原審以降一貫して一審被告が主張してきたとおり、一審被告は、それぞれの属性に応じて個別具体的に精神的苦痛の程度を算定評価してきたのであるから（例えば、要介護者に対する増額や避難所生活等に対する増額等）、一審被告の一審原告ら各人にに対する賠償額は、それぞれの精神的苦痛を慰謝するに十分な水準にあると考えるべきである。

以上